

ファンズスポーツクラブ宮前 規約

第一章 総則

(名称)

第一条 本クラブは、「ファンズスポーツクラブ宮前」(以下「本クラブ」という)と称し、運営は「本クラブ」、管理は「特定非営利活動法人ファンズアスリートクラブ」(以下「当法人」という)が行う。

(所在)

第二条 本クラブの事務局は、川崎市宮前区神木本町5丁目1番17号に置く。

(目的)

第三条 本クラブは、障害者・高齢者・子ども・一般市民に対して、川崎市宮前区において健康増進やスポーツ普及に関する事業を行い、福祉の増進や子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
さらに、スポーツを通した地域の新たなコミュニティ形成や防災・交通安全などの地域安全事業などを行い、まちづくりの推進に貢献することも目的とする。

(事業)

第四条 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障害者運動機会創出事業
- (2) 高齢者健康増進事業
- (3) 青少年健全育成事業
- (4) 地域スポーツコミュニティ事業
- (5) スポーツ地域安全事業
- (6) スポーツ普及事業

第二章 会員

(会員の資格)

第五条 本クラブの会員となるためには、原則として、所定の会員申し込み書の提出と入会金および年会費を納入することを要する。

(構成)

第六条 本クラブは、次の各号に掲げる会員を持って構成する。

- (1) 正会員 本クラブおよび当法人の目的に賛同し、クラブの活動を推進するために入会した個人。
- (2) 賛助会員 本クラブ及び当法人の目的に賛同し、その活動を支援するために入会した個人、団体及び法人。
- (3) 利用会員 本クラブが運営する各種事業に参加する個人およびファミリー。

(会費)

第七条 会費とは、次のものをいう。

- (1) 正会員：入会金 3,000 円 年会費 3,000 円
- (2) 賛助会員：個人 入会金 3,000 円 年会費一口 8,000 円
団体及び法人 入会金 5,000 円 年会費一口 10,000 円
- (3) 利用会員：
 - ①個人：入会金 300 円 年会費 5,000 円
 - ②子供（幼児・小・中学生）：入会金 300 円 年会費 4,000 円
 - ③高齢者・障害者：入会金 300 円 年会費 4,000 円
 - ④イベント参加や不定期教室のみ参加の会員は参加費のみとする
- (4) 受講料は必要に応じて徴収する場合がある。

第八条 一度納入した入会金および会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(休会)

第九条 本クラブの利用会員が、一時的に本クラブの活動を停止する場合には、所定の用紙により休会届を会長に提出しなければならない。
休会の理由によって当法人の理事会の決議によって会費の免除、または減免を認める。

(会員資格の喪失)

第十条 本クラブ会員の資格は退会、除名、死亡によって喪失する。
クラブを退会する場合には書面をもって会長に届けるものとする。

(除名)

第十一条 本クラブの会員が次の各項に該当する場合には、当クラブ運営委員会の決議を経て除名する。

- (1) 2カ月以上にわたりクラブに対する支払いを滞納した時。
- (2) 法令または本クラブの規約に違反したとき。
- (3) 本クラブの名誉を著しく傷つけ、または本クラブの目的に反する行為をした時。

第三章 組織

(役員)

第十二条 本クラブには次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 幹事 若干名

2 役員の任期は、2カ年とする。ただし再任は防げない。

- 3 役員の任期が満期になっても、後任が就任するまでその職務を行う。
- 4 本クラブに顧問を置くことができる。顧問は会長が推挙し当法人の総会において決議する。

(役員の選任)

第十三条 本クラブの役員のうち、会長、副会長、事務局長、幹事は、当法人の総会において正会員の中から選任する。

(役員の補欠)

第十四条 本クラブの役員のうち、会長、副会長、事務局長に欠員が生じた場合は、当法人の総会において選任する。

- 2 幹事に欠員が生じた場合は、会長が指名する。
- 3 欠員により選任、または指名された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長・副会長の任務)

第十五条 会長は、本クラブを代表するとともに、総会および理事会ならびに運営委員会を招集しその議長となるほか、本クラブの経営を統括する。会長が職務が困難な時は副会長が代行する。

(事務局長の任務)

第十六条 事務局長は、本クラブの規約に定める事項ならびに総会で決議した事項を執行するとともに、本クラブの一切の事務を管理する。

(顧問の任務)

第十七条 顧問は、本クラブの業務や運営に関しアドバイスなどを行う。

(幹事の任務)

第十八条 幹事は、本クラブ運営の事務にあたる。

(指導者)

第十九条 本クラブに指導者を置くことができる。指導者は、当法人の理事会に議決を経て会長が委嘱する。

- 2 指導者の勤務は、原則として非常勤とし、別に定める勤務条件に基づき会員の求めに応じてスポーツの指導にあたる。
- 3 有資格者は、当法人の契約範囲内で謝金を支給する。
- 4 指導者は、円滑な活動を行うため、必要に応じて専門部会、専門委員会を開くことができる。

第四章 会議

(総会)

第二十条 本クラブの総会は、年一回開催する。

2 総会は会長が招集し、次の事項を決議または、承認する。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 前年度の決算報告
- (3) 次年度の事業計画（案）
- (4) 次年度の予算（案）
- (5) 役員の選任
- (6) 規約・細則、その他経営上必要な制定・改善
- (7) その他本クラブの重要事項

3 総会を招集するには、総会当日の二週間前までに正会員に対し、総会の議題を記載した通知と出欠確認の用紙ならびに委任状の用紙を発送しなければならない。

（臨時総会）

第二十一条 クラブの臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、票決権を行使できる正会員の3分の1以上から会議の目的とする事項を記して招集の要求があった時、会長はこれを招集する。

（総会の成立）

第二十二条 クラブ総会（臨時総会を含む）は、票決権を行使できる正会員（委任状を含む）の過半があれば開会できる。

（総会の議決）

第二十三条 クラブ総会の決議は、票決権を行使できる正会員（委任状を含む）の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決するところとする。

（役員会）

第二十四条 クラブの役員会は、毎年四回以上開催する。役員会は、会長が招集し、その事項を執行、または決議する。

- (1) 次年度の事業計画並びに予算案の作成
- (2) 前年度の事業報告並びに予算報告の作成
- (3) 当該年度の事業並びに予算の執行
- (4) その他、総会から委任された事項

2 役員会を招集するには、役員会当日の二週間前まで副会長、事務局長、幹事に対し、会議の議題を記載した通知と会議への出欠確認の用紙ならびに委任状の用紙を発送しなくてはならない。

（役員会の成立）

第二十五条 クラブの役員会は、役員の過半数あれば開会できる。

（役員会の議決）

第二十六条 クラブの役員会の議決は、出席役員の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(運営委員会)

第二十七条 運営委員会は会長、副会長、クラブマネジャー、アシスタントマネジャー及び各事業部の部長、副部長をもって構成する。

2 運営委員会は、本規約に定めるもののほかに次にあげる事項について審議し、および決定する。

(1) 総会から委任された事項

(2) その他、クラブの運営のための会長が必要と認めた事項

3 運営委員会は、総会を開催するいとまがない場合において、クラブの目的を達成するためやむを得ないと認めたときは総会の権限に属する事項に付して審議し、その承認・決定することができる。

(企画部会)

第二十八条 クラブの運営委員会内に次に挙げる企画部会を設置し、部会長がそれぞれの部会を招集する。

(1) スポーツ教室企画部会

(2) 高齢者・障害者企画部会

(3) 健康・地域安全企画部会

(4) 地域コミュニティ企画部会

(5) イベント・広報・普及企画部会

(6) 事業推進企画部会

2 各企画部会は、クラブのそれぞれの具体的な事項を企画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。

3 各企画部会は、部長1名、副部長1名および部員若干名をもって構成する。

4 部長・副部長および部員は、理事の中より会長及び副会長がこれを選任する。

5 部長は、企画部会を総括し、その協議内容を運営委員会へ報告し、承認を得る。

第五章 事務局

(事務局)

第二十九条 クラブの事務を処理するために、当法人内に事務局を置く。

2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

第六章 会計

(資金)

第三十条 クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金・協賛金
- (5) その他

(資金の管理)

第三十一条 クラブの資金は当法人が管理する。

(予算及び決算)

第三十二条 クラブの収支予算についてはクラブ総会の決議により定め、収支決算については当法人の監事の監査を経て、本クラブ及び当法人の総会の承認・決議を得なくてはならない。

(会計年度)

第三十三条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第七章 事故の責任

(事故の責任)

第三十四条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定および施設管理責任者ならびに指導者の指示に従い自己責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブならびに指導者に対し損害賠償を請求しないものとする。

(活動中及び経路往復中の傷害対応)

第三十五条 クラブは会員の中で全ての会員にスポーツ安全保険をかけるものとする。会員に対してはその保険の対象範囲内で保障する。会員外のメンバーに対し、クラブは、活動中の傷害については、その教室、大会、研修会および講習会等毎に加入する保険の対象範囲以内でのみ対応するものとする。体験者に関しては、当法人が加入している「スポーツ・文化法人責任保険」の範囲内の範囲とする。

第八章 細則

(細則)

第三十六条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、総会の決議によって定める。

付則

1 本規約は平成26年11月11日から施行する。